

基勞補発0421第2号
平成23年4月21日

財団法人 労災保険情報センター
専務理事 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

現行労災システムから次期労災システムへの移行に伴う
機械処理事務等の具体的内容等について

標記については、平成23年4月15日付け基勞保発0415第1号「現行労災システムから次期労災システムへの移行に伴う機械処理事務等の具体的内容等について」及び平成23年4月19日付け基勞保発0419第1号「次期労災行政情報管理システムの稼働日及び稼働に当たっての留意事項について」により、労災保険業務課長から各都道府県労働局長あて通知されたところである。

次期労災システムへの移行時期の、労災診療費審査体制等充実強化対策事業の実施に当っては、当該労災保険業務課長通達及び下記に留意の上、当該事務処理等に遺漏のないようお願いする。

記

1 審査後の機械処理

「労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る業務内容の詳細」第1章第1節Ⅲの1の(1)及び第2節Ⅲの1の(1)に定めるデータ入力については、平成23年4月受付分については、「次回の支払締め日」を「原則として平成23年4月26日」と読み替えることとする。

2 次期労災システムに移行させることができないデータについて

再入力が必要な、診療費及び薬剤費の取扱いについては、別途通知予定とされていること。